

## 「吉野瀬川放水路整備に伴う環境技術検討会」設置要綱

### (目的)

第1条 吉野瀬川放水路整備予定地の一部において、廃棄物が確認されたことから、今後、工事中および工事完了後に、周辺的生活環境へ影響を与えないような施工方法、廃棄物の処理対策等について検討するため、「吉野瀬川放水路整備に伴う環境技術検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

### (検討事項)

第2条 検討会は、吉野瀬川放水路工事において行われる、次のことについて審議する。

- (1) 放水路工事の施工方法
- (2) 廃棄物の処理・処分方法
- (3) 工事中および工事完了後における周辺環境への影響
- (4) 追加調査等
- (5) 工事中および工事完了後の監視体制

### (構成等)

第3条 検討会は、別表1の委員をもって構成する。

- 2 検討会に会長および副会長を置く。
- 3 会長および副会長は、委員が互選する。
- 4 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 検討会の下に幹事会を置き、別表2の委員をもって構成する。

### (会議)

第4条 会議は、検討会と幹事会とする。

- 2 検討会の会議は、会長が招集する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 検討会の会議は、原則として公開する。ただし、会長は、非公開が相当と認められる場合は、委員に諮り非公開とすることができる。
- 5 幹事会の会議は、河川課長が招集し、検討会で必要となる資料等を作成する。

### (任期)

第5条 委員の任期は平成19年3月31日までとする。

### (事務局)

第6条 検討会の事務局は、福井県土木部河川課および武生土木事務所に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 記

この要綱は、平成18年10月26日から施行する。